東京証券取引所におけるアクティブ運用型ＥＴＦの上場制度の整備に伴う「業務方法書の取扱い」の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

株式会社東京証券取引所においてアクティブ運用型ＥＴＦの上場制度の整備が行われることに伴い、「業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
・株式会社東京証券取引所における清算対象取引にアクティブ運用型ＥＴＦの売買を追加することを踏まえ、投資信託受益証券の区分を変更する。	・証券取引等清算業務に関する業務方法書の取扱い第３条

Ⅲ．施行日

２０２３年6月３０日から施行する。

以　上

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（清算対象取引） 第３条　業務方法書第３条第２項第１号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。 （１）　株式会社東京証券取引所 次のａからｎまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該ａからｎまでに定める取引（立会外分売に係る売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。） ａ～ｆ　（略） ｇ　<u>有価証券等投資信託受益証券</u> 当日決済取引、普通取引及びＴｏＳＴＮｅＴ取引 ｈ～ｎ　（略） （２）～（７）　（略） ２～１４　（略） 付　則 この改正規定は、令和５年６月３０日から施行する。	（清算対象取引） 第３条　業務方法書第３条第２項第１号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。 （１）　株式会社東京証券取引所 次のａからｎまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該ａからｎまでに定める取引（立会外分売に係る売買、過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含み、当日決済取引その他売買契約締結の日に決済を行う取引については対当取引に限る。） ａ～ｆ　（略） ｇ　<u>指標連動型投資信託受益証券</u> 当日決済取引、普通取引及びＴｏＳＴＮｅＴ取引 ｈ～ｎ　（略） （２）～（７）　（略） ２～１４　（略）